

## 海田町家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防犯意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、自らが居住する住宅に新たに家庭用防犯カメラ又は録画機能付きインターホン（以下「家庭用防犯カメラ等」という。）を設置した者に対し、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるものほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の予防を目的として継続的に設置され、住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定された装置をいう。
- (2) 録画機能付きインターホン 屋外と屋内の双方向の専用通話に利用できる装置で、訪問者があるときに付属カメラにより、映像による録画が開始され、その映像が屋内装置でも確認かつ応答できる機能を持つ建物の付帯設備をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 海田町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 世帯員全員が町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいい、その延滞金を含む。）を滞納していないこと。
- (3) 世帯員全員が海田町暴力団排除条例（平成23年海田町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないもの

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者自らが居住する住宅において実施する家庭用防犯カメラ等の購入及び設置に要する経費とする。

### (設置基準)

第5条 補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラ等は、次に掲げる基準を満たしている

ものとする。

- (1) 犯罪被害の防止を目的として設置されたものであること。
- (2) 家庭用防犯カメラ等の設置について同居する者全員の同意を得ていること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の居住している住宅に設置していること。この場合において、借家に居住しているときは、その設置について建物所有者の承諾が得られていること。
- (4) 家庭用防犯カメラ等の撮影範囲は、申請者の住宅の敷地内であること。ただし、やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲内の住宅等の使用者の承諾が得られていること。
- (5) 定期的な保守点検を行い、適切に管理されていること。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、1万円を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、購入店舗等のクーポン券、ポイント等を使用した場合は、その金額を補助対象経費から除く。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、町長が定める日までに海田町家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラ等の領収書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 家庭用防犯カメラ等の機能等や工事内容が記載された書類
- (3) 家庭用防犯カメラ等の設置状況が分かる画像
- (4) 家庭用防犯カメラ等の撮影範囲が分かる画像
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1つの世帯につき1回を限度とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、海田町家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり、規則第5条第3項の規定により、次の条件を付すものとする。

(1) 補助決定を受けた家庭用防犯カメラ等を他人に転売、譲渡又は目的に反して使用しないこと。

(2) 補助決定を受けた家庭用防犯カメラ等に起因する一切のトラブルについて、申請者の責任において対応すること。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、海田町家庭用防犯カメラ等設置費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第9条 補助金は、前条第1項の規定によりその額を確定した後に、交付するものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第10条 規則第25条の規定に基づき、規則第15条の規定による交付の請求の手続を交付申請の手続に併合し、規則第13条の規定による補助金の額の確定の手続を交付決定の手続に併合し、及び規則第12条の規定による実績報告の手続を省略するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定の取消し）

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の使途を不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消したときは、海田町家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付決定（一部）取消通知書兼額確定（一部）取消通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（検査）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった家庭用防犯力

メラ等について、検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。  
(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

##### (失効)

2 この要綱は、令和8年9月30日限りその効力を失う。ただし、第10条、第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。